

○議長（土家靖起君） これより歳入の質疑に入ります。

- 1 款、市税、4 ページより 7 ページまで。
- 2 款、地方譲与税、6 ページより 7 ページまで。
- 3 款、利子割交付金、6 ページより 7 ページまで。
- 4 款、配当割交付金、8 ページより 9 ページまで。
- 5 款、株式等譲渡所得割交付金、8 ページより 9 ページまで。
- 6 款、地方消費税交付金、8 ページより 9 ページまで。
- 7 款、ゴルフ場利用税交付金、8 ページより 9 ページまで。
- 8 款、自動車取得税交付金、8 ページより 9 ページまで。
- 9 款、地方特例交付金、10 ページより 11 ページまで。
- 10 款、地方交付税、10 ページより 11 ページまで。
- 11 款、交通安全対策特別交付金、10 ページより 11 ページまで。
- 12 款、分担金及び負担金、10 ページより 13 ページまで。
- 13 款、使用料及び手数料、12 ページより 17 ページまで。
- 14 款、国庫支出金、16 ページより 21 ページまで。
- 15 款、県支出金、20 ページより 27 ページまで。
- 16 款、財産収入、26 ページより 29 ページまで。
- 17 款、寄附金、28 ページより 29 ページまで。
- 18 款、繰入金、28 ページより 31 ページまで。
- 19 款、諸収入、30 ページより 33 ページまで。
- 20 款、市債、32 ページより 35 ページまで。

以上で歳入の質疑は終わります。

続いて、歳出の質疑に入ります。

- 1 款、議会費、36 ページより 39 ページまで。
- 2 款、総務費、38 ページより 65 ページまで。
- 3 款、民生費、64 ページより 91 ページまで。

○8番（吉田忠雄君） **第3款の民生費の第2項のところのふれあいセンター費**なんですけども、このふれあいセンター費ですけれども、ふれあいセンターの事業計画書というのがあるわけなんですけども、その計画書には、センターの運営が住民の平等な使用を確保できるというふうにあるわけですけれども、そういうことでこのセンターというのは、地域を超えて広く開かれたものとして、今までの過去の解放会館や人権文化センターと違って、

いわゆる一般行政組織としての性格上から、民生費の第2項のふれあいセンター費に入れるのではなく、教育費の中に入れるべきやと思うんですけども、その点、これはどなたがいいかな、市民部長にお伺いします。

○市民部長（井上雅史君） ただいまの吉田議員さんのご質問にお答えをいたします。

ふれあいセンターにつきましては、ご案内の通り、昨年の4月1日から指定管理者の方をお願いをしておるところでございます。従来、過去の経緯はございますけども、地域のいわゆる拠点施設、触れ合いなりコミュニティセンターとしての施設としてスタートをさせていただいております。

そういった意味で、当然地域に根差した部分もあるわけですけども、地域を超えまして、かなり講座とか貸し館も含めまして、利用者数もかなり増えております。そういった中で、地域を超えてかなり利用者もありますので、この辺も若干利用状況とか、市全体のあり方の中で、今後どういう形の運用がいいのかということも考えさせていただきたいと思っております。

ですから、当然地域のコミュニティセンターというか、拠点施設としての部分もありますけども、少しエリアが広がってきているということもありますので、ご了解をいただきたいと思っております。

○8番（吉田忠雄君） このふれあいセンターなんですけども、これまで何回かこの点では質問しているんですけども、理事者側の方でも、これまでは地域の人権の中心的な役割を果たしてきたけれども、これからは地域のコミュニティ施設としての役割を果たしていきたいというふうに答えられていますし、今も市民部長から地域を超えていろんな団体とか、多く使用しているというふうに答えられたと思うんですけども、そういうことで、この施設というのは旧同和地区内外に関係なく、本当にいろんなグループや団体が使用しております。これからもそういうふうになってほしいと思うわけですけども、したがって、ふれあいセンター費を、やっぱり、この人権施策推進費に入れるのはふさわしくないというふうに、これは主張だけして終わっておきます。

以上です。

○議長（土家靖起君） 4款、衛生費、90ページより109ページまで。

○2番（大西 亘君） 今、PM2.5というのが非常に世間で話題になっておりまして、

中国から飛んでくる黄砂、また、このPM2.5、花粉というこの三重苦で、非常に私も苦勞しているんですけども、このPM2.5、まだ直接的に奈良県でそんなに大きな数値を得たというような情報は、私は聞いておりませんが、今後大気の流れであるとか、そういう部分で非常に多くの市民の方がこのPM2.5について心配をされております。いろいろな報道の中で周知をされているところもあるんですが、市としてこのPM2.5への対処の方法であるとか、また、この基準が万が一超えるようなことがあったとき、市として市民にどのように広報、周知していくのかということと、どこをどのようにお考えかをお伺いさせていただきたいと思っております。

○環境部長（櫻井幸雄君） 私もこのPM2.5というのは、ちょっと私の情報が遅いのか分かりませんが、今年になって、こんなものがあるのかということで、議員の方からおしかりがあるかも知れませんが、今後、自分ところとしてもできることは、放射能と同様で、ホームページを活用するなりそういった形で、県の方からも情報をいただいて、市民の方に広報を流していきたいと考えております。

○2番（大西 亘君） 今は対処の方法についての広報をまたしっかりしていただけないかということをお伺いさせていただきました。万が一PM2.5が基準値を超えるようなときは、どのような形で周知をされるという、これは防災安全がされるのかどうかちょっとよくわかりませんが、その点について、市長はどのようにお考えされているのかお尋ねいたします。

○市長（松井正剛君） このPM2.5の検査は、県の方で中心にやっただけというふうに聞いていますので、県と連携をしっかりとって、そして、今の状況はどうなのかというふうなことを、そして、対処方法はどうしていったらいいのかというふうなこともよく県と連携をとりながら市民の皆さんに広報をしっかりとしていきたい、そのように思います。

○2番（大西 亘君） ぜひ安全安心メール、安全安心システムのメールもございまして、そういうものをしっかりと活用していただいて、市民の方が少しでも安心して生活していけるように広報の方をしっかりとよろしくお願いいたします。

以上です。

○8番（吉田忠雄君） **衛生費のところでは第2項の清掃費のごみ焼却炉等長期運営管理委託料**のところなんですけども、ページ数でいえば106から107にかけてなんですけども、このごみ焼却炉等長期運営管理委託料が年間で6億5,620万8,000円というふうにあるわけなんですけども、桜井市の1人当たり、1年間にかかるごみの処理費が、ほかの市と比べて非常に高いわけなんですけども、これは平成14年から日立造船の現在稼働しております流動式ガス化溶融炉なんですけども、これが稼働し出してから、特段高くなったというふうに思うわけなんですけども、環境部長は、この市のごみの処理コストが他市と比べて非常に高いというふうに認識しておられるのかどうか、環境部長にお尋ねしたいと思います。

○環境部長（櫻井幸雄君） まず、このごみ焼却炉等長期運営管理委託の契約なんですけども、この契約に至った経緯ですけれども、その目的としては施設の安定、安全稼働が確実に達成されると。それと、本施設のノウハウを熟知されていると。それに、ここらが今後の一番課題になってくる、毎年度に増大する保守点検費とか修理費等の維持管理費のことなんですけども、こういった施設については、平準化というのか、こういったことが環境省なりでも叫ばれているわけなんですけども、この平準化をするためにもこういった包括委託にされたと思います。桜井市の場合については、施設がすぐできて包括になったわけでもありません。まずは運転委託をやり、その中で用役費の調査をやらせていただきまして、中身を十分精査しながら包括委託に入っておりますので、今の状況から言わせてもらいますと、ベストな契約だと私は感じております。

それと、他市に比べたらこのごみ処理費というのか、これにかかわる費用が高いのではないかということなんですけども、いろいろ県の算定の中で、私らもいろいろ他市の状況を見てますけれども、桜井市の方にとっては十分そこらはクリアな、すべての数値を挙げさせていただいていますけども、なかなか他市の状況というのが、どういう形で数字を出されているのか、その辺をまた調べんと、直ちに桜井市が高いというわけにはいかないと私は感じております。

以上です。

○8番（吉田忠雄君） **桜井市の、桜井自身がされた一般廃棄物処理基本計画**というのがあるんですね。それは平成19年に出ております。これは環境部長も当然ご存じやと思うんですけども、この基本計画を見ますと、平成15年度の実績で1年間の1人当たりのごみ処理経費は2万1,441円と、県内で一番高いというふうにかかれてるわけですね。これをごらんになっていると思うんですけども。それが平成20年度では桜井市のごみ処

理経費が1人当たり年間2万3,645円と、さらに高くなっております。同じくこの平成20年度で見ますと、奈良市は1万5,125円、大和郡山市は1万1,881円、天理市に至っては1万935円と、ほかの市と比べてもずば抜けて高いということがわかると思うんですけども。現在、日立造船とごみ焼却炉等長期運営管理委託契約を結んでおるわけなんですけども、19年から本格稼働して、14年8か月の契約なんですけども、これが96億2,000万円、今言われたように、これを平準化したものが予算に出ています約6億5,600万円なんですけども、この費用が、このランニングコストが非常に高くなっております。これから桜井市の動向を見てみますと、人口はまだまだこれからも減少すると思います。当然ごみの量も減ってきます。そうなれば、ますます1トン当たり、また1人当たりのごみ処理単価が高くなっていくわけなんですけども、これが平成34年までついて回るわけなんです。そういうことで、日立造船とのこの業務の委託契約、これはもう一度協議の上、見直されたらどうかと私は考えるわけなんですけども。この点、環境部長に再度お尋ねいたします。

○**環境部長（櫻井幸雄君）** この契約、平成20年ですか、一応契約されています。いろいろ議会の方の承認もいただいていますし、ただ、契約しているからそれでいいのかというわけでも、私は思っておりません。だから、いつも、毎月1回、モニタリングとか、運転状況の報告も聞いています。その中でまた精査というのか、できることがあれば、委託業者の方に意見を十分申し入れをしたいと私は考えております。

以上です。

○**8番（吉田忠雄君）** この**ごみ焼却炉等長期運営管理委託**、この契約というのは、ごみだけではなく、14年8か月の間に実施しなければならないすべての修繕とか点検の費用なんかも入っているわけなんですけども、これも込み込みの平準化をしたわけなんですけども、私は、この修繕と点検の費用なんですけども、バグフィルターとかいろいろそういう修繕をせなあかるところがあるわけなんですけども、この積算単価が非常に高いのではないかというふうに思うわけなんですけども、人件費もそうです。そういうことで、ぜひこれ、よく点検していただきたい。その上で、高ければ、契約を日立ともう一遍協議して見直すということが必要だと思うんですけども、この点、これが最後ですけども、環境部長の答弁をお願いします。

○**環境部長（櫻井幸雄君）** 先ほども私申し上げましたけども、委託業者と、今は日立造船になりますねけども、それと私どもの技術者を入れた中での協議の中で、またそうい

った話を出していきたいと思いますので、ご了解願いたいと思います。

- 議長（土家靖起君） 5款、農林業費、108ページより119ページまで。  
6款、商工費、118ページより125ページまで。  
7款、土木費、124ページより139ページまで。

○16番（高谷二三男君） まず、部長にお聞きしたいんですけど、道路維持費の工事費にかかわってなんですけど、この予算、農林業にもかかわることなんですけども、道路関係と、それから河川の改良費の関係にそれぞれ工事費があるわけです。この工事費で自然体で大災害がなければ、25年度は予算的には絶対心配がない。安全な管理工事ができるというような自信は、部長、お持ちでしょうか。

○産業建設部長（松田吉弘君） 高谷議員のこの25年度の予算の内容で、大きな災害がなければ、これで大丈夫かという話ですけども、基本的には今までの地元からの要望でありますとか、今現在、土木費の中の部分で、もちろん都市計画費も含んでおるんですけども、その中で部として危惧している分については、一応この予算の方で対処が可能かなと思っております。

以上です。

○16番（高谷二三男君） 前年に比較いたしますと、原因はわかりませんが、金額的にはやや増えているというように思っております。あとは市長にお伺いしたいんですけど、何年かというよりも、まだここ2～3年の間なんですけど、科目は違いますが、農林業費でこれに類似した予算の執行によりまして、適正な執行が行われていなかったというような事実がありました。これをよく我々も、我々というよりも私も反省していると、彼にそういう適正な予算をできなかったような状況を私自身もつくっていたのかなというようには考えております。ある意味では、彼は一人で責任をとって市役所を退職いたしましたけれども、その彼の責任の一部は、私自身にもあったかなというようにも思うわけです。こういう事実を、現実を、過去の過ちを二度と起こさないためにも、この予算は、住民が生活する上において最も必要な予算であると同時に、ある意味では、災害などで先行きを見ることが難しいというような予算になっているわけです。日常の業務の中で、私はすべてを知るわけではありませんけれども、特に担当課の方へ各地域の代表者の方、区長さんなどが相談や陳情に来ておられる風景が最も見られるのがこの予算の関係なんです。したがいま

して、ある意味ではいろんな予算、200億の中にはそれぞれ、いずれの場合も必要な予算でありますけども、私は、この予算はそんなに大した金額ではありませんけれども、特に山間地域の人たちが生活をするのに最も必要な予算ではないかなと、そういうふうを考えております。市長、予算をこれを自信を持って提案されているわけなんですけども、必要なときは必要な対応をするというふうにお考えなんですか。その辺の市長のお考えをお聞かせいただきたい、こんなふうに思います。

○市長（松井正剛君） 今、高谷議員からお話がありましたように、なかなか財源が限られた中で厳しい予算になっていると思います。最も必要な、最低限のことだと思います。そんな中で、今回の国の補正予算とか、そういうふうなものうまく活用しながら、本来やったらできなかったことを、今桜井市の独自の予算ではできなかったことを国とか県とかの補助金とか、基金もいろいろと活用しながら知恵を絞っていかなあかんのかなというふうに思いますとともに、大きな流れの中でしたら、今、桜井メスリ塚線の工事をやっておりますが、その後、どういうふうな形で道路とか、あるいは水路とか、整備していくというふうなことも、これから長期にわたってしっかりと考えていかなん時期ではないのかなというふうにも思っております。国とか県とかの補助金とかをうまく活用しながら、今の桜井市の予算の中で対応をやっていくとともに、将来のこともこれから考えていかなければならない時期かなと、そのように考えております。

○16番（高谷二三男君） 大体市長の考え方はわかりましたが、とりあえず今日までの、ここ4～5年の担当者の現場の仕事ぶりを見ておきますと、本当に苦労してくれております。本当に苦労をしてくれているんですけども、住民は現状はそのことについて100%納得していないという状況があるわけです。そういう意味で、市長が今言われたように、財源の関係があって、国費の活用ができるものがあれば、そういうものも活用できるように考えていきたいというふうなお考えであるようですが、そういうことも十分考えていただいて、この予算が現場と適合するというような状況がいつでもあるというふうなことだけはつくっていただきたいということを申し上げて、質問を終わります。

○議長（土家靖起君） 8款、消防費、140ページより145ページまで。

9款、教育費、146ページより173ページまで。

10款、災害復旧費、172ページより175ページまで。

11款、公債費、174ページより177ページまで。

12款、諸支出金、176ページより177ページまで。

13款、予備費、176ページより177ページまで。

これで議案第1号について質疑を終わります。

議案第2号、平成25年度桜井市下水道事業特別会計予算について質疑に入ります。質疑ありませんか。

議案第3号、平成25年度桜井市住宅新築資金等貸付金特別会計予算について質疑に入ります。質疑ありませんか。

議案第4号、平成25年度桜井市国民健康保険特別会計予算について質疑に入ります。質疑ありませんか。

○8番（吉田忠雄君） この国民健康保険特別会計なんですけども、この点について、市民部長にお尋ねしたいんですけども、国民健康保険というのは、これは他の公的医療保険に該当しないすべての人が加入をするというふうな制度なんですけども、そういうことで、国民健康保険制度というのは、国民皆保険を下支えすると、そういう役割を果たしておるわけですので、これは自営業者だけでなく、失業者とか、また高齢者、そして障がいを持たれる方などが入っておられます。こういう方たちというのは、低所得者が非常に多いわけなんですけども、また、国民健康保険制度というのは事業主負担もありませんので、非常に保険税が高くなります。そういうことで、これは互助会的なそういう助け合いの精神だけでは成り立たないわけなんですけども、そのために非常に財政的な基盤も弱く、非常にこれは苦勞するところなんですけども。そういうことで、これは国が大きく関与しなければなかなか運営は難しいということになっていくわけなんですけども、かつては国が国庫負担を最大で約6割ぐらい、58%ぐらい負担しておったわけなんですけども、現在は25%程度に下がっております。

そこで、市民部長にお尋ねするわけなんですけども、桜井市の国保世帯数と国保滞納世帯数について、お尋ねします。そして、保険証の発行状況なんですけども、これもお尋ねしたいわけなんですけども。国保税の滞納世帯率についてもお尋ねします。

それと、あとは聞いておきたいのは、資格証書発行世帯、短期証書発行世帯、保険証未発行世帯数ですね。この点、お尋ねしたいんですけども。これは年度途中ですけども、できれば12月1日現在とか12月の末現在でわかればお尋ねします。

○市民部長（井上雅史君） ただいまの吉田議員さんのご質問にお答えいたします。

保険証発行世帯につきましては、すみません、この数字は一応24年12月末現在の数字でございます。保険証の発行世帯が8,703、それから短期証です。これは4か月と1か月がございます。こちら318。それから資格証です。こちらが28。それから、滞納世帯ですね。こちらは1,723世帯。それから、保険証の未発行世帯が374世帯。



以上でございます。「それと国保世帯数は」と呼ぶ者あり）国保世帯数は、ちょっとすいません、12月末現在の数字を今ちょっと持っておりませんので。「そしたら国保世帯数は後でまたお聞きします」と呼ぶ者あり）はい、すいません。

○8番（吉田忠雄君） 国保税の滞納世帯が、市民部長の方から、今、1,723世帯というふうにお聞きしたんですけれども、これは間違いないと思うんですけれども。この大部分の世帯というのは、生活が苦しく、国保税も払いたくても払えない世帯であるというふうに考えるわけなんですけれども、そして、保険証未発行世帯なんですけれども、これは374世帯あって、この世帯も生活が苦しく、なかなか保険税が払えず、保険証をこの担当課の窓口になかなか取ることができない世帯であるということが予想されるわけなんですけれども。この国保の財政運営の基盤を改善しようと思えば、先ほども言いましたけれども、この国の負担割合をもとに戻してもらうというふうにしてもらう必要があるわけなんですけれども、これは国政の問題なんですけれども。しかし、市としてもぜひこれを要望していただきたいと思うんですね、もとに戻すよう。

それと、国が負担割合をもとに戻すまでの間、高過ぎて払うことができない国保税の負担を少しでも軽くするためにも、場合によっては一般会計の繰り入れも必要かというふうを考えるわけなんですけれども、この点、市民部長にお尋ねいたします。

○市民部長（井上雅史君） 再度の吉田議員さんのご質問にお答えいたします。確かに国保財政につきましては、非常に脆弱な基盤で、財政上非常に苦しい面があるわけなんですけれども、先ほどおっしゃいましたように、国保負担率がかなり切り下げをされています。現在は療養給付費負担金が32%ということで、調整交付金等は県とそれから直接市に入ってくる方が18ぐらいありますので、大体半分ぐらい国庫負担金でございます。それとあと、低所得者層対策とか、いわゆる保険税の軽減とかございますが、これにつきましては、法定の繰り入れという形で一応何とか賄っているところでございます。確かに21年度に国保税の値上げもさせていただいて、非常に厳しい状況でございますけれども、今のところは一応法定内の繰り入れの中で何とか医療の適正化とか、それから収納対策も含めまして、何とか頑張っているところでございますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（土家靖起君） 議案第5号、平成25年度桜井市駐車場事業特別会計予算について質疑に入ります。質疑ありませんか。

議案第6号、平成25年度桜井市簡易水道事業特別会計予算について質疑に入ります。質疑ありませんか。

議案第7号、平成25年度桜井市介護保険特別会計予算について質疑に入ります。質疑ありませんか。

議案第8号、平成25年度桜井市後期高齢者医療特別会計予算について質疑に入ります。質疑ありませんか。

○8番（吉田忠雄君） この後期高齢者医療特別会計についても少しだけお尋ねしたいんですけども、この制度というのは、75歳以上の高齢者を国保や健保などと別建てにしているそういう制度なんですけども、これが始まって5年たつわけなんですけども、これも年度途中なんですけども、平成24年度の被保険者が何人か、そして、特別徴収対象者は何人おられるのか、普通徴収対象者が何人、普通徴収率、保険料の全額滞納者数、一部滞納者数、それと資格証書の発行人数なんですけども、これは恐らくないと思うんですけども、この点についてお尋ねいたします。これも市民部長でしたか。

○市民部長（井上雅史君） ちょっと今、すいません、申しわけない、後期高齢者の数字を持っておりませんので、後ほど報告させていただきたいと思います。

○議長（土家靖起君） 吉田忠雄君、今、資料が提出、持ち合わせないということなので、この件に関して再度質問を続けていただけますか。

○8番（吉田忠雄君） いつもでしたら、事前に数字等については尋ねるので、出してほしいということを依頼しておくわけなんですけども、土日になりまして、直接ここで質問するということになって、数字が出せないということなんですけども、そういうことで、それは仕方ないと思います。それで、資格証書の発行は、これはありませんね。これはないですか。大体、普通徴収者というのは、後期高齢者の対象者の方の全体の2割ぐらいの方が普通徴収の対象の方というふうに理解しておるわけなんですけども、この方たちというのは、経済的にも苦しいし、寝たきりの方もおられますし、引きこもりの方もおられます。そういうことで、市役所に行くのも困難な方で、訪問を行って相談に応じるなど、丁寧な保険料の徴収体制をとっていただきたいわけなんですけども、この点だけ、最後市民部長にお尋ねして終わります。

○市民部長（井上雅史君） 再度の吉田議員さんのご質問にお答えします。特別徴収につ

きましては、これは100%徴収されるわけですが、普通徴収につきましては、特に75歳以上の被保険者の方でございますので、いろんな事情も含めまして、納税相談を含めまして、引き続き丁寧な対応で納税指導を行ってまいりたいと思います。

○議長（土家靖起君） 議案第9号、平成25年度桜井市水道事業会計予算について質疑に入ります。質疑ありませんか。

お諮りいたします。ただいま議題となっている議案第1号より議案第9号までの9議案については、8人の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審議することにいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって本件については8人の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審議することに決しました。

お諮りいたします。ただいま設置されました予算特別委員会の委員の選任については、桜井市議会委員会条例第6条の規定により、

井戸良美君  
工藤将之君  
我妻力君  
藤井孝博君  
岡田光司君  
東俊克君  
万波迪義君  
札辻輝巳君

以上8名を指名いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よってただいま指名いたしました8名を予算特別委員会委員に選任することに決しました。

ただいまより11時10分まで休憩いたします。

○午前11時00分休憩

○午前11時10分再開

○議長（土家靖起君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、申し上げます。市長より発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

○市長（松井正剛君） 議案第10号、平成24年度桜井市一般会計補正予算（第5号）につきまして、本日議案審議をいただく前に説明をさせていただきます。

お手数ですが、一般会計補正予算に関する説明書の歳入6ページから7ページをお開きください。

一番上にごございます商工費補助金における地域経済循環創造事業交付金、また歳出の14ページから15ページになりますが、一番上にごございます商工振興費における地域経済循環創造事業交付金につきましては、国の緊急経済対策の活用を図るため、交付金の申請を平成25年2月7日に行いました。しかし、その後、国の交付基準の見直しがあり、交付要件を満たすことができなくなりましたので、今議会の補正予算におきまして、歳入歳出における所要額を計上しておりますが、結果、交付金の採択が見込めず、事業も執行できなくなりました。今後の予算措置につきましては、専決処分によりまして減額補正を行わせていただき、あわせて、4ページにあります当該事業の繰越明許費の廃止を行わせていただく予定でございます。

以上の内容につきまして、議案審議の前にご報告をさせていただきます。

以上です。

---

日程第11、議案第10号、平成24年度桜井市一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。———これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっている本案は、総務委員会に付託いたします。

---

日程第12、議案第11号、平成24年度桜井市下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。———これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっている本案については、この際、委員会の付託を省略し、討論を終結して、直ちに採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よってさよう決しました。

これより議案第11号について採決いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっている議案第11号について、原案通り可決することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって議案第11号は、原案通り可決することに決しました。

---

日程第13、議案第12号、平成24年度桜井市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。——これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっている本案については、この際、委員会の付託を省略し、討論を終結して、直ちに採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よってさよう決しました。

これより議案第12号について採決いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっている議案第12号について、原案通り可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって議案第12号は、原案通り可決することに決しました。

---

日程第14、議案第13号、平成24年度桜井市介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。——これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっている本案については、この際、委員会の付託を省略し、討論を終結して、直ちに採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よってさよう決しました。

これより議案第13号について採決いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっている議案第13号について、原案通り可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって議案第13号は、原案通り可決することに決しました。

---

日程第15、議案第14号、桜井市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。——これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっている本案は、文教厚生委員会に付託いたします。

---

日程第16、議案第15号、桜井市活き生き広場条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

○3番（工藤将之君） この条例案について、市長及び担当部長にお伺いをいたします。

この件に関しましては、桜井市でも今、一つの大きな課題であるというふうに私は認識しておりますが、この条例案を制定し、この活き生き広場を活用していくに当たって、ここに職員等を配置するのかどうか、また、その費用等についてどうお考えなのかをお伺いいたします。

○福祉保健部長（田井中正行君） 工藤議員のご質問にお答えいたします。一応職員を張りつけるのではなく、事前に申し込み申請を受けまして、それで開館という段取りでございますので、会館活用時に職員が行って、その管理をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○3番（工藤将之君） わかりました。理解しました。ということであれば、受けるのは市役所なりで申し込みを受けるということで認識しておいていいのかなと思うんですけども、利用料がゼロということで、どのような活用方法を市民の方々がうまく使ってくれるかというのが非常に興味深くもあるんですけども、これの、前回の議会のときに、委員会を私は傍聴させていただきましたが、その中で活用について指針なり計画をつくらなければならないという意見もあったと思うんですけども、市側から、こちらから能動的に訴えかけていったりとか、活用にあふさわしい団体に対して何か取り組みをしていったり、要は活用するに当たっての現在の方針はございますでしょうか。

○福祉保健部長（田井中正行君） 再度の質問にお答えいたします。この事業につきましては、議員ご存じのように、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金事業によりまして施設整備を行ったものでございますので、今後の活用というのが非常に重要になってまいります。そういった意味で、この事業の実施計画案でございますが、策定もいたしております。それによって、今後の事業展開を図ってまいりたいと思っております。市民の方への広報につきましては、今後ホームページ等に掲載と、市政だよりでも広報させてもらいたいと思っております。また、既に、一応高齢者の健康づくりの場としての活用でございます。

ので、老人クラブ連合会の役員さんの方にはいろいろ打ち合わせさせていただいて、活用の方をお願いしているところでございます。

以上でございます。

○3番（工藤将之君） 利用される方々の年齢については、これは補助金の性質上仕方がないのかなと思いますので、そういうような、ぜひとも積極的にアピールをしていただきたいと思います。そして、市で見るものになりましたので、利用を図っていただきたいと思います。

最後になんですけれども、この名前が桜井市生き生き広場と変わって、それが数年たっけていきますと、この経緯を忘れてしまって、我々の行政において判断を少し甘かった部分で我々が面倒を見ていると、見ざるを得なくなったということを行政として忘れることなきよう、市長を含め皆さんにお願い申し上げまして、質問を終わらせていただきます。

○9番（岡田光司君） 工藤議員が、私の言いたいことを大概言っていたので、少し違うことをお伺いしたいんですけども、似通ったことを言うかわかりませんが。今回、管理されるのが、職員が行かれるという形なんですけども、今回この中に、原則的には高齢者の方が利用されるという形で、子どもと若者の交流事業を行う場合には利用できるという形なんですけども、開館時間が平日、土日・祝日休みで、平日9時から5時と書いているんですけども、実際に高齢者の方と子どもそして若者との交流事業等を行う場と書かれているんですけども、実際にこれは交流事業を書いているけども、認めていないようにしか見えませんが、実際に利用しようとすると、例えば学校の一環でそちらの方に行ってやるというような形なんですけども、若者とか、例えば高校生であったりとか、もっと若い世代の者がそこで利用して、高齢者の方と交流しようとすると、平日利用だと難しい状況があるんですけども、このあたり、どうお考えなのかお伺いします。

○福祉保健部長（田井中正行君） 岡田議員の質問にお答えさせていただきます。

今現在、世代間交流事業として上げさせていただいているので確定しておりますのが、子育て支援事業における出張つどいの広場という、高齢者の方との交流事業というのが今、申し込みを受けて、申し込みを受けてと申しますか、うちの事業でございますので、確定はしております。

そのほかの件に関しましては、一応開館日というのは土日・祝日を除くとなっておりますが、事前申請を受けまして、必要に応じて土日も開館を考えております。また、その辺につきましては、運用面の方で柔軟に対応させていただきたいと思いますので、ご理解い

ただきたいと思います。

○9番（岡田光司君） わかりました。必要に応じて、土日等もされるということなので、一安心した。それと、今回この予算の中でも290万ほどこれに予算がかかっているんですけども、広場の使用料は原則無料という形なんですけども、今後この活き生き条例をずっと使われていく上で、ずっと行政が290万あたりの予算を使われていくのか。例えば使用料金にしても無料という形なので、利用するには少し会館の使用料として取っていかれる方向性もあるのか、その点お伺いしたいんですけど。

○福祉保健部長（田井中正行君） 再度の質問にお答えさせていただきます。先ほども少し述べさせていただきましたが、この事業、この施設というのが国の交付金でまず整備した分もごございますので、まず市民の方によく知っていただいて、多く活用していただくことが重要であると考えました。これが周知も済んで、利用も多くなるようでございますと、そういった使用料の徴収等も今後考えさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

○9番（岡田光司君） わかりました。でも、例えば今までずっと無料だったものがいきなり使用料が有料になるといえば、皆利用されないというのは目に見えているんじゃないかと思います。しかしながら、いろんな諸事情もありますけども、これを有効利用していただいて、本当にこの条例の通り、市民の方が生き生きとしてそういった形の広場にしていただけるように、なるように、努力していただきたいと思いますので、今後ともその利用方法に関してもいろいろと協議して、できるだけ多くの方が利用していただくように、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（土家靖起君） これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっている本案は、文教厚生委員会に付託いたします。

---

日程第17、議案第16号、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例等の一部改正についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。———これをもって質疑を終結いたします。



お諮りいたします。ただいま議題となっている本案については、この際、委員会の付託を省略し、討論を終結して、直ちに採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よってさよう決しました。

これより議案第16号について採決いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっている議案第16号について、原案通り可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって議案第16号は、原案通り可決することに決しました。

---

日程第18、議案第17号、桜井市職員の退職手当に関する条例等の一部改正についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

○8番（吉田忠雄君） この議案第17号の桜井市職員の退職手当に関する条例等の一部改正なんですけども、この条例案を見ているだけでは、なかなかこれわかりにくいんですけども、概要説明というのがありますけども、これでもなかなか難しいんですけども、この本議案というのは、国家公務員の退職手当制度の改正に準じて桜井市職員の退職手当の支給水準を引き下げると理解しているのかどうか、その点をまずお尋ねいたします。これは市長公室長ですか。

○市長公室長（西田澄夫君） 今、吉田議員さんの方からご説明のありました退職手当の案件でございます。議員ご指摘のように、今回の退職手当の引き下げにつきましては、国の退職手当の引き下げに伴います経過によりまして、桜井市におきましても退職手当の基準調整率を引き下げさせていただくということでございます。

○8番（吉田忠雄君） この条例に基づく市の職員の退職手当の計算方法なんですけども、これも議案等を見ますと、調整率を現行の100分の104から、平成27年4月1日以降については100分の87というふうになっておるわけなんですけども、最終的には現行よりも、この数字を見る限り、16%～17%ぐらいに引き下げかなというふうに考えるわけなんですけども、具体的に金額でどれぐらい引き下がるのかということなんですけども、例えば現行、退職して、どれぐらい退職金をもらえる方がこの条例が改正さ

れた場合はどれぐらい下がっていくのかということをお尋ねいたします。

○市長公室長（西田澄夫君） 今、吉田議員さんの再度のご質問でございます。退職手当の引き下げに伴いまして、額的にどうなるかということでございます。今ご質問ありました現行100分の104の調整率を平成27年4月以降につきましては100分の87という形で、17%減額という形になります。一応27年の4月まで3段階に基づきまして調整率を下げていくということでございます。段階的に言いますと、第一段階として25年4月から26年3月末に対象になる方につきましては100分の98、第二段階といたしまして26年4月から27年3月末に退職になられる方につきましては100分の92、それと27年4月以降退職される方につきましては100分の87という形で、最終17%、3年かけまして17%の減額というところでございます。

あと、額の件でございます。パーセンテージが下がります、1年ずつ約6%ほど下がるという形でありましたら、1人当たり1年間に150万円ぐらいの減額になるかという推測をいたしております。

以上でございます。

○8番（吉田忠雄君） 相当な金額が下がると思うんですけども、このことについて、職員組合とは協議、いわゆる団交等をされたのかどうか。この点、市長公室長にお尋ねいたします。

○市長公室長（西田澄夫君） 今回の改正につきましては、職員組合とも再三にわたり協議をさせていただき、妥結をいただいております。

以上でございます。

○8番（吉田忠雄君） 一つは、市の職員というのは市民の多面的な要求にこたえて、職務を全うするために日々努力をされているわけなんですけども、その職員の働く意欲を促して、安心して職務に打ち込める条件をつくっていくのは、これはやっぱり市と市議会の責任というふうには私は考えるわけなんですけども。そして、もう一点なんですけども、この公務員の退職手当の大幅な引き下げというのは、民間の退職金に大きな影響を与えると思うんですね。このことが県内の労働者の生活にも影響を与えるし、また、県内消費の内需拡大に冷や水をかけていくのではないかとこのように私は考えます。このことについては、答弁は結構ですので、主張だけしておきたいと思っております。

以上です。

○議長（土家靖起君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっている本案については、この際、委員会の付託を省略し、討論を終結して、直ちに採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よってさよう決しました。

これより議案第17号については起立により採決いたします。

ただいま議題となっている議案第17号について、賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。よって議案第17号は、原案通り可決することに決しました。

---

日程第19、議案第18号、桜井市土地開発公社の解散についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。——これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっている本案は、総務委員会に付託いたします。

---

日程第20、議案第19号、第三セクター等改革推進債の起債に係る許可申請についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。——これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっている本案は、総務委員会に付託いたします。

---

日程第21、発議案第1号、虐待を受ける障がい者の一時保護に対する奈良県の支援措置の拡充を求める意見書の提出についてを議題といたします。

議案の朗読を省略して、提出者の理由説明を求めます。

○7番（藤井孝博君） 発議案第1号について、提出者を代表いたしまして、提案の理由説明を申し上げます。

本意見書案を朗読いたしまして、説明にかえさせていただきます。

虐待を受ける障がい者の一時保護に対する

奈良県の支援措置の拡充を求める意見書（案）

昨年10月1日に施行された「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関

する法律」第9条第2項には、通報等の内容が事実確認によって「養護者による虐待により生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められる障害者」に対して、一時的に保護するため、当該市町村の設置する障がい者支援施設等に入所させるなどの適切な措置を講じることを市町村に義務づけている。

しかし現状においては、その入所措置の際、当然障害種別に応じた支援措置が行われるべきであるが、身体障がい者、知的障がい者以外の障がい者であるときは「当該障害者を身体障害者又は知的障害者とみなして」支援することとされ、いわゆる精神障がい者の適切な入所措置の支援が十分に確保されていない状況である。

また、養護者による虐待を受けた障がい者の入所措置のための居室を確保している市町村の所在地が偏っており、しかも入所施設も少なく、さらには精神障がい者の支援のための入所施設にいたっては数箇所しかない状況である。

奈良県として一時的保護のための支援措置が求められている。

都道府県の支援措置については、「障害者虐待防止対策支援事業の実施について」（平成24年4月5日）で示された「実施要綱」の「第3事業内容——2家庭訪問等個別支援事業」中で、「都道府県又は市町村は、障害者虐待の迅速な対応を行うため、事前に障害者支援施設等に依頼し、居室の確保を行うとともに、緊急一時保護を要する虐待が発生した場合に虐待を受けた障害者の受入れについて支援する。」と明記されている。

この趣旨を踏まえ、上述のような現状における不十分な入所措置の状況に対して、奈良県は、一時保護のための入所施設あるいは居室を確保し、県内施設とともに連携をとって障がい者虐待に対する充実した対策を講じることを求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成25年3月11日

桜井市議会

よろしくご賛同賜りますようお願いを申し上げます、私の趣旨説明といたします。

○議長（土家靖起君） 提出者の理由説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。——これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっている発議案第1号については、この際、委員会の付託を省略し、討論を終結して、直ちに採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よってさよう決しました。

これより発議案第1号について採決いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっている発議案第1号について、原案通り可決す

ることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって発議案第1号は、原案通り可決されました。

---

日程第22、発議案第2号、中小企業の再生・活性化策の充実・強化を求める意見書の提出についてを議題といたします。

議案の朗読を省略して、提出者の理由説明を求めます。

○13番(万波迪義君) 発議案第2号について、提出者を代表いたしまして、提案の理由説明を申し上げます。

本意見書案を朗読いたしまして、説明にかえさせていただきます。

中小企業の再生・活性化策の充実・強化を求める意見書(案)

中小企業を取り巻く環境は、長引くデフレをはじめ、欧州や中国向け需要の低下による輸出減などの影響を受け、依然として厳しい状況が続いています。2012年10-12月期の中小企業景況調査によると「製造業は前期比で横ばい」とし、製造業を中心に業況は足踏み状態といえます。

こうした状況下での中小企業に対する支援策は、金融支援だけでは不十分で、再生・活性化策が極めて重要となっています。例えば、地元の各金融機関がコンサルティング能力を発揮して、中小企業の主体的な取り組みと経営再建意欲を促すようにするなど、経営改善につながる支援施策なども必要です。

政府が目指している「強い経済」を取り戻すには、地域経済の活性化が不可欠であり、そのためにも中小企業の再生・活性化策は急務です。昨年8月に施行された「中小企業経営力強化支援法」では、商工会や公認会計士、税理士、診断士などを認定支援機関として位置づけ、経営支援体制を構築するとしており、これが十分に機能すれば中小企業の経営改善が期待できます。併せて、地域の金融機関による地元中小企業に対する支援体制を強化することが重要です。よって、政府におかれては以下の事項について早急な対策を講じるよう求めます。

#### 記

一、全国的な中小企業支援ネットワークの整備とともに、認定支援機関の整備を図るなど総合的かつ、きめの細かい経営支援体制の充実を図るとともに、中小企業への周知徹底、フォローアップに万全を期すこと。

一、地域の金融機関のコンサルティング能力及び支援体制を強化し、中小企業の経営改善を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成25年3月11日

## 桜井市議会

よろしくご賛同賜りますようお願い申し上げます、私の趣旨説明といたします。

○議長（土家靖起君） 提出者の理由説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。——これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっている発議案第2号については、この際、委員会の付託を省略し、討論を終結して、直ちに採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よってさよう決しました。

これより発議案第2号について採決いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっている発議案第2号について、原案通り可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって発議案第2号は、原案通り可決されました。

---

日程第23、請願第1号、桜井市初瀬駐車場使用料の見直しに関する請願を議題といたします。

ただいま議題となっている本請願は、産業建設委員会に付託いたします。

---

以上で、本日の日程はすべて終了いたしましたので、会議を閉じることにいたします。

以後の日程について申し上げます。明12日は当初の日程を変更して休会とし、22日午前10時より再開して、議案審議を行いますから、念のため申し上げます。なお、案件の付託を受けられました委員会は、休会中の審議をお願いいたします。

本日はこれをもって散会いたします。

○午前11時41分散会

---